株式会社エコア　e 都市ガス　重要事項説明書　新旧対照表

ガス料金表、クーリングオフに関する表記の追加

改定日：2026 年　10 月　1 日

■ 赤文字：新設・追加条項

変　更　前

4. ガスご使用量やガス料金の計算方法

(1)～(4)　（省略）

(5) 計算方法は以下のとおりといたします。

ガス料金=基本料金+従量料金［単位料金×ガスご使用量］

A 料金表(ホームバリュープラン(税込))

	1 カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m3)
A 表	0m3 から 15m3 まで	858 円 22 銭	231 円 95 銭
B 表	15m3 をこえ 30m3 まで	1,065 円 02 銭	218 円 17 銭
C 表	30m3 をこえ 100m3 まで	1,468 円 28 銭	204 円 73 銭
D 表	100m3 をこえる場合	2,036 円 98 銭	199 円 05 銭

B 料金表(ビズバリュープラン(税込))

	1 カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m3)
A 表	0m3 から 15m3 まで	858 円 22 銭	231 円 95 銭
B 表	15m3 をこえ 30m3 まで	1,065 円 02 銭	218 円 17 銭
C 表	30m3 をこえ 100m3 まで	1,468 円 28 銭	204 円 73 銭
D 表	100m3 をこえる場合	2,036 円 98 銭	199 円 05 銭

変　更　後

4. ガスご使用量やガス料金の計算方法

(1)～(4)　（省略）

(5) 計算方法は以下のとおりといたします。

ガス料金=基本料金+従量料金［単位料金×ガスご使用量］

A 料金表(ホームバリュープラン(税込))

	1 カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m3)
A 表	0m3 から 15m3 まで	858 円 22 銭	231 円 95 銭
B 表	15m3 をこえ 30m3 まで	1,065 円 02 銭	218 円 17 銭
C 表	30m3 をこえ 100m3 まで	1,468 円 28 銭	204 円 73 銭
D 表	100m3 をこえる場合	2,036 円 98 銭	199 円 05 銭

B 料金表(ビズバリュープラン(税込))

	1 カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m3)
A 表	0m3 から 15m3 まで	858 円 22 銭	231 円 95 銭
B 表	15m3 をこえ 30m3 まで	1,065 円 02 銭	218 円 17 銭
C 表	30m3 をこえ 100m3 まで	1,468 円 28 銭	204 円 73 銭
D 表	100m3 をこえる場合	2,036 円 98 銭	199 円 05 銭

C 料金表(CO_2ゼロ　ホームバリュープラン(税込))

	1 カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m3)
A 表	0m3 から 15m3 まで	858 円 22 銭	246 円 76 銭
B 表	15m3 をこえ 30m3 まで	1,065 円 02 銭	232 円 10 銭
C 表	30m3 をこえ 100m3 まで	1,468 円 28 銭	217 円 80 銭
D 表	100m3 をこえる場合	2,036 円 98 銭	211 円 75 銭

D 料金表 CO_2ゼロ　ビズバリュープラン(税込))

	1 カ月のガス使用量	基本料金(/月)	単位料金(/月・m3)
A 表	0m3 から 15m3 まで	858 円 22 銭	246 円 76 銭
B 表	15m3 をこえ 30m3 まで	1,065 円 02 銭	232 円 10 銭
C 表	30m3 をこえ 100m3 まで	1,468 円 28 銭	217 円 80 銭
D 表	100m3 をこえる場合	2,036 円 98 銭	211 円 75 銭

18. ガス需給契約に関するお問い合わせ先

申込み、変更、解約等のお問い合わせについては、当社までご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞

株式会社エコア

住所：福岡県福岡市博多区冷泉町 4-20　島津博多ビル 8 階

電話番号：0120-337-353（受付時間：9:00　～　17:00　※月~金に限る、祝日を除く）

メールアドレス：e-toshigas@ecoregas.jp

18. ガス需給契約に関するお問い合わせ先

申込み、変更、解約等のお問い合わせについては、当社までご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞

株式会社エコア

住所：福岡県福岡市博多区冷泉町 4-20　島津博多ビル 8 階

電話番号：0120-337-353（受付時間：9:00　～　17:00　※月~金に限る、祝日を除く）

メールアドレス：e-toshigas@ecoregas.jp

19.クーリングオフに関するお知らせ

１．クーリング・オフとは、お客さまが訪問販売および電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領した日から起算して８日を経過する日までの間は、書面より無条件で契約の解除ができることをいいます。２．当社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑したことで、クーリング・オフを行わなかった場合は、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して８日間を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。３．クーリング・オフがあった場合において、①クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払をお客様に対し、請求することはありません。②既に当該契約に基づきガスの供給がされたときは、当社はその料金その他の金銭の支払を請求することはありません。③既に料金等がお客さまより支払われている時は、当社は速やかにその全額を返還します。④当該契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。４．クーリング・オフに関する書面は当社へお送りください。